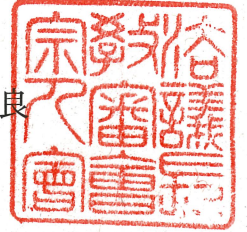


(写)

令和6年3月6日

文部科学大臣 盛山 正仁 殿

宗教法人審議会会長 井田 良



宗教法人「世界平和統一家庭連合」を特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律第7条第1項に規定する指定宗教法人として指定する件に係る諮問に対する答申

令和6年3月6日付け5文庁第5830号で諮問のあった標記の件については、下記のとおり答申します。

記

特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律（令和5年法律第89号）第7条第1項の規定に照らし、諮問のとおり、指定することは相当と認める。